

介護予防短期入所生活介護事業所 つばさ豊田

運 営 規 程

社会福祉法人 正生会

介護予防短期入所生活介護事業所つばさ豊田 運営規程

目次

- 第1章 事業の目的及び運営方針等（第1条—第3条）
- 第2章 職員の職種、員数及び職務内容（第4条・第5条）
- 第3章 利用定員（第6条）
- 第4章 営業日及び営業時間（第7条）
- 第5章 利用者に対するサービスの内容及び利用料の額（第8条—20条）
- 第6章 非常災害対策（第21条）
- 第7章 その他事業所の運営に関する重要事項（第22条—第32条）

第1章 事業の目的及び運営方針等

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人正生会が開設する介護予防短期入所生活介護事業所つばさ豊田（以下「事業所」という。）が行う介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が適正な介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神負担の軽減を図るよう努めるものとする。

- 2 事業所は、利用者の人格・人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、地域との結びつきを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター若しくは、委託を受けた居宅介護支援事業所等（以下、地域包括支援センター等とする。）との密接な連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、各号のとおりとする。

- (1) 名称 介護予防短期入所生活介護事業所 つばさ豊田
- (2) 所在地 焼津市保福島 1202 番地

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) 医師 | 1名以上(嘱託) |
| (3) 介護支援専門員 | 1名以上 |
| (4) 生活相談員 | 1名以上 |
| (5) 介護職員 | 24名以上 |
| (6) 看護職員 | 3名以上 |
| (7) 管理栄養士 | 1名以上 |
| (8) 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| (9) 事務員 | 2名以上 |
| (10) 調理員 | 委託 |

2 前項に定める者のほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

3 職員は、専ら当該事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職務)

第5条 職員は、事業所の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

- 2 管理者は、事業所の業務を統括すると共に、利用者の状況を隨時把握し、必要に応じて対策を指示する。また、社会福祉法人及び事業所としての理念を職員に伝え指導する。管理者に事故があるときは、あらかじめ管理者が定めた職員が管理者の職務を代行する。
- 3 医師は、利用者及び職員の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- 4 介護支援専門員は、介護予防短期入所生活介護計画の作成等にあたる。
- 5 生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応ずるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、地域包括支援センター等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- 6 介護職員は、利用者の日常生活の介護、指導、援助に従事する。
- 7 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。
- 8 管理栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
- 9 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 10 事務員は、庶務及び会計業務に従事する。

1 1 調理員は、利用者のための給食調理に従事する。

第3章 利用定員

(定員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。また、併設の特別養護老人ホームにおいて、入所者に利用されていない居室又はベッドを利用した指定介護予防短期入所生活介護を行う。

階	ユニット名称	居室の種類	定員
1階	さくら	個室 10 室	10 名
	夢	個室 10 室	10 名
合計	2ユニット	個室 20 室	20 名

2 ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし災害等やむを得ない事情のある場合はこの限りではない。

第4章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は各号のとおりとする。

- (1) 営業日 毎日とする。
- (2) 営業時間 24 時間とする。

第5章 利用者に対するサービスの内容及び利用料の額

(契約内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 事業所は、サービスの提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、契約書及び重要事項説明書、他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し、利用者あるいは家族の同意を得る。

(サービス利用の使用開始及び終了)

第9条 利用を希望する者は地域包括支援センター等を通じ利用することができる。

- 2 事業所は正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。
- 3 サービスの終了は、居宅介護支援専門員の作成した介護予防サービス計画に基づく終了の他、利用者の意思及びその他の理由によりサービスの中止の申し出があった場合、利用者あるいは家族との合意を得ることにより終了する。

(介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第10条 管理者は、必要に応じて介護支援専門員及び生活相談員に、介護予防短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 介護予防短期入所生活介護計画の作成を担当する介護支援専門員等（以下、「計画担当職員」という。）は、利用者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、利用者の自立を支援する上での課題を把握する。
- 3 計画担当職員は、利用者や家族の希望、把握した課題に基づき介護予防短期入所生活介護計画を作成し、利用者あるいは家族に説明し、同意を得る。

(サービスの取扱方針)

第11条 事業所は、介護予防短期入所生活介護サービス（以下、「介護サービス」という。）の提供に当たって、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式および生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとする。

- 2 事業所は、介護サービスの提供に当たって、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮するものとする。
- 3 事業所は、介護サービスの提供に当たって、利用者のプライバシーの確保に配慮するものとする。
- 4 事業所は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に介護サービスを提供するものとする。
- 5 職員は、介護サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、介護サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 6 事業所は、介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わないものとする。
- 7 前項の身体的拘束を行う場合には利用者本人及び家族の同意を得ることとし、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 8 事業所は、自らその提供する介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護)

第12条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって

行うものとする。

- 2 事業所は、利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。
- 3 事業所は、利用者が身体の清潔を維持し、快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに代えることがある。
- 4 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な支援を行うものとする。
- 5 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを排泄毎随時に取り替えるものとする。
- 6 事業所は、褥瘡が発生しないよう対策を策定し、適切な介護を行わなければならぬ。
- 7 事業所は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
- 8 事業所は、利用者に対し、その利用者の負担により、事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

- 第13条 事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。
- 2 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
 - 3 事業所は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
 - 4 事業所は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(相談及び援助)

- 第14条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に誠実に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(機能訓練)

- 第15条 事業所は、利用者との合意に基づき、心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第16条 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

2 利用者が入院治療等の必要が生じた場合は、協力医療機関である岡本石井病院に対応の要請をすることとする。

(協力医療機関等)

第17条 事業所は、治療を必要とする利用者のための協力医療機関として、岡本石井病院を定める。

2 事業所は、協力歯科医療機関として、豊田歯科クリニックを定める。

(利用料等)

第18条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業所が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項の規定によるほか、利用者から各号に掲げる利用料の支払いを受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用（別表のとおり）
- (2) 滞在に要する費用（別表のとおり）
- (3) 送迎に要する費用（厚生労働大臣が定める場合を除く。）として別表のとおり
- (4) 理美容代として別表のとおり
- (5) 各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、利用者に負担させることが適當と認められる費用

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名捺印を受けるものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第19条 通常の送迎の実施地域は、焼津市・藤枝市とする。

(施設利用に当たっての留意事項等)

第20条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) けんか、口論又は暴力行為、泥醉、薬物乱用等他人に迷惑になることをしないこと。
- (2) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。

(3) 施設、備品その他の器具を破損し、又はこれらを事業所外に持ち出さないこと。

2 管理者は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、当該利用者に対し、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

(1) 事業所の秩序を乱す行為をしたとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

(3) 故意にこの規程に違反したとき。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第21条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 事業所は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を行う。

3 事業所は、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底しなければならない。

4 事業所は、**第2項に規定する訓練を行うにあたっては、日頃から消防団や地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練へ参加する等、地域との連携を重視する。**

第7章 その他事業所の運営に関する重要事項

(緊急時などにおける対応方法)

第22条 職員は、現に介護サービスの提供を行っているときに、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生の防止及び事故発生時の対応)

第23条 事業所は、事故発生の防止のための指針を定めるものとする。

2 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、原因の分析を通じた改善策を定めて職員に周知徹底するものとする。

3 事業所は、事故発生の防止のための委員会を設置するものとする。

4 事業所は、事故発生の防止のための研修を、年2回以上職員に対して行うものとする。

5 事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

6 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止)

第24条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業者における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底をする。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(苦情処理及び損害賠償)

第25条 事業所は、利用者又はその家族から苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 利用者又はその家族からの苦情に対して、市町村が行う調査に協力するとともに、助言を受けた場合には改善に努めるものとする。
- 3 利用者に対して賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに対応するものとする。

(衛生管理等)

第26条 事業所は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に使用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、感染の発生又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 施設における感染の発生又は蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底をする。
 - (2) 感染の発生又は蔓延防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、感染の発生又は蔓延防止のための研修を定期的に実施する。

(秘密保持等)

第27条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、地域包括支援センター等に対して、利用者に関する情報を提供する際に

は、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(重要事項の掲示)

第28条 事業所は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、嘱託並びに協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示または、閲覧可能なファイル等を備え置くこととする。

(会計の区分)

第29条 事業所は、当該介護サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。

2 事業所の経理は、社会福祉法人正生会経理規程の定めるところによる。

(職員の研修)

第30条 事業者は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を各号に掲げるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年6回

2 事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。

(記録の整備)

第31条 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 事業所は、利用者へのサービス提供の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防短期入所生活介護計画
- (2) 利用者に提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第11条第7項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 利用者に関する市町村への通知に関する記録
- (5) 第23条第5項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (6) 第24条第1項に規定する苦情処理の内容等の記録

(その他運営についての留意事項)

第32条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人正生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成19年 4月25日から施行する。
- 2 この規程は、平成21年 5月 1日から施行する。
- 3 この規程は、平成25年 4月25日から施行する。
- 4 この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
- 5 この規程は、令和 3年 9月 1日から施行する。